

令和9年度見沼田圃の公有地（農地）の貸付公募の概要

1 貸付申込みについて

（１）公募対象地

見沼田圃ホームページ記載のとおり。（貸付公募対象地は随時更新する場合があります。）

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/minuma/kashituke.html>

（２）提出書類（各１部）

- ① 見沼田圃公有地貸付申込書（様式２）
- ② 見沼田圃公有地貸付実施要領の別表に定める書類
例）農業者の場合 ・世帯の住民票（原本）
・農地基本台帳登載証明（原本）

（３）書類の提出方法

埼玉県企画財政部土地水政策課見沼田圃・三富地域担当へ郵送又は持参してください。

※ 郵送の場合は、事前に電話連絡（048-830-2192）をお願いします。

※ 持参の場合は、書類をお持ちいただいた際に担当がその場で内容を確認いたしますので、訪問日時について電話連絡をお願いします。

（４）受付期間

令和8年9月14日（月曜日）9時 から 令和8年10月9日（金曜日）17時 まで

※郵送の場合は10月9日の消印有効

（５）申込みに関する留意事項

ア 現地の確認

- ・ 申込書を提出する前に必ず現地を確認してください。
- ・ 貸付地は現況での引渡しとなります。

イ 個人情報の取扱い

農地中間管理事業に基づく賃借権の設定の見込みについて協議するため、埼玉県とさいたま市長及び農業委員会、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が必要な個人情報を提供し合うことについて、同意していただきます。

貸付け後、県に近隣の農業者等から土地の管理について問い合わせがあった場合には、借受者の住所、氏名及び電話番号を提供することがあります。

ウ 虚偽の記載をした場合の取扱い

申込書に虚偽の記載があった場合は、貸付予定者として決定しません。

エ 提出書類の返却

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

オ 申込みの辞退

申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

カ 費用負担

申込み等に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

キ 費用負担

- ・ 貸付引渡し前に、県が除草、耕うんを行います。
- ・ 貸付引渡し後は、借受者の責任と負担で土地の管理を行ってください。
また、貸付地の近隣地との関係については、借受者が責任をもって対応してください。

2 貸付予定者決定

（１）先着順で申込みを受け付けます。

- （２）お申込みいただいた書類により農地中間管理事業に基づく賃借権の設定の見込みを審査し、見込みがあるとされた場合に貸付予定者と決定します。

3 契約の留意事項

（１）貸付料の納付

貸付料は、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）にお支払いいただきます。

（２）経常費用の負担

貸付地に関する経常費用は次のとおりです。

負担者	経 常 経 費
県	県有資産所在市町村交付金
借受者	土地改良法に基づく見沼代用水土地改良区賦課金（※）
	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金
	通常の維持管理に要する経費

※ 貸付料のほかに見沼代用水土地改良区賦課金が必要な場合があります。

賦課金が必要な土地を借りる場合には、借受者の負担で土地改良区へ賦課金(参考:令和 8 年度 3.98 円/㎡)を毎年お支払いいただくこととなります。

（３）貸付地の土地利用について

公有地は借受者の耕作地として貸付けします。

観光農園や市民農園、農地転用を伴う土地利用は認められませんので御注意ください。

ア 貸付地で可能な土地利用の例

- ・ 耕作地
- ・ 農業生産用のパイプハウス（地面が土のもの）※別途、見沼田圃土地利用申出等が必要な場合がありますので、事前に御相談ください。

イ 貸付地で行うことができない土地利用の例

- 観光農園、市民農園
- 農産物直売所の設置
- 休憩所、駐車場、トイレ、倉庫などの設置

4 お問い合わせ先

貸付公募に関する質問がございましたら以下の担当までお問い合わせください。

※ 原則として、質問には個別に回答いたしますが、共通的な質問及び回答についてはホームページにも掲載いたします。

埼玉県企画財政部土地水政策課見沼田圃・三富地域担当
電 話 番 号：048-830-2192
E - m a i l: a2180-03@pref.saitama.lg.jp